

京都市立高等学校における1人1台端末環境整備推進のための補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、1人1台端末を活用したICT教育の推進に取り組む京都市立高等学校に在籍する生徒の教育機会の公平化に資することを目的に、端末（タブレット型コンピュータその他インターネットを利用した学習を可能とする情報通信機器をいう。以下同じ。）その他周辺機器の購入に係る経費が生じた生徒の保護者に対し、予算の範囲内において、京都市立高等学校（以下「市立高校」という。）における1人1台端末環境整備推進のための補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生徒 別表第1に定める市立高校に在籍する生徒をいう。
- (2) 保護者等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。
- (3) 申請者 市立高校に在籍する生徒の保護者等であって、補助金の交付を受けようとする者をいう。
- (4) 都道府県民税所得割額 地方税法の規定による道府県民税（同法第1条第2項の規定により読み替える都民税を含む。）の同法第23条第1項第2号に掲げる所得割（同法第50条の2の規定によって課する所得割を除く。）の額をいう。
- (5) 市町村民税所得割額 地方税法の規定による市町村民税（同法第1条第2項の規定により読み替える特別区民税を含む。）の同法第29条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額をいう。
- (6) 端末購入に係る経費 生徒が在籍する市立高校が指定する端末（キーボードなどの周辺機器を含む）の購入に係る経費、校内LANに接続するために必要な設定作業費等をいう。
- (7) 基準日 生徒が市立高校に入学（編入学、転入学及び再入学を含む。以下同じ。）した年度の7月1日をいう。

(交付対象)

第3条 補助金は、次のいずれかに該当する場合であって、当該生徒が市立高校に入学することを許可されたことを知り得た日から第5条第1項に規定する別に定める期間の末日までに端末を購入したとき（事業として端末を販売する者（当該端末が古物営業法に規定する古物に該当する場合にあつては、同法に規定する古物商である者に限る。）から購入したときに限る。）に交付する。ただし、社会通念上相当と認められる事由により、入学することを許可されたことを知り得た日より前に端末を購入し、当該端末が当該生徒の在籍する市立高校が指定する端末として使用可能なときにあつても、補助金を交付することがある。

- (1) 保護者等（保護者等が複数いる場合は全員）の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得

割額（いずれも基準日の属する年度のものを）を合算した額が、別表第2に定める基準額に達しない場合

(2) 前号に掲げるもののほか、家計の急激な変動により基準日の属する年度の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を用いることが相当でない場合において、保護者等（保護者等が複数いる場合は全員）の基準日までの当該年の収入状況を基に推計した1年間の所得見込み額を基準日の前年度の所得とみなして算出した都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を合算した額が、別表第2に定める基準額に達しない場合

(3) 基準日の属する年度の前年において保護者等に収入がありながら、基準日の属する年度において所得税法に規定する非居住者であり、又はあったことを理由に当該年度に都道府県民税及び市町村民税を課されていない場合にあつては、当該収入を基に算出した都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を合算した額が、別表第2に定める基準額に達しない場合

2 前項の規定にかかわらず、申請者の属する世帯が生活保護法の規定に基づく生業扶助によって端末購入に係る経費が支給される世帯である場合は、補助金を交付しない。

(補助金の額)

第4条 2万円を限度として、端末購入に係る経費の3分の2（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を補助する。ただし、申請者を含む保護者等全員が基準日の属する年度に道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていない世帯の場合（申請の前年に保護者等のいずれかに山林所得又は退職所得がある場合にあつては、それらを除いた所得が道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課されていないときと同等と認められるときを含む。）は、4万円を限度とする。

2 補助金の交付は、生徒1人につき在学中1回のみとする。

(交付の申請)

第5条 条例第9条の規定による申請は、基準日から翌年3月31日までの間で別に定める期間において、次に掲げる書類を添えて、申請に係る生徒が在籍する市立高校の校長（以下「校長」という。）を経由して行わなければならない。

(1) 第3条第1項又は第2項に該当することを証する書類

(2) その他別に定める書類

2 申請者は、前項に規定する申請を行う際には、補助金の申請、請求、受領その他補助金の交付に関する権限を校長に委任するものとする。

(決定)

第6条 市長は、条例第9条の規定による申請が到達してから、90日以内に条例第10条各項による決定を行う。

2 条例第12条第1項又は第2項に規定する通知は、校長を経由して行う。

(その他)

第7条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は、教育委員会事務局総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施し、令和4年4月1日以降に入学（編入学、転入学及び再入学を含む。）した生徒の保護者等に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施し、令和5年4月1日以降に入学（編入学、転入学及び再入学を含む。）した生徒の保護者等に適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表第1（第2条関係）

学校名
京都市立紫野高等学校
京都市立堀川高等学校
京都市立京都堀川音楽高等学校
京都市立西京高等学校
京都市立日吉ヶ丘高等学校
京都市立美術工芸高等学校
京都市立開建高等学校
京都市立京都工学院高等学校

別表第2（第3条関係）

(基準額)

	19歳未満の扶養親族の人数		都道府県民税所得割額・ 市町村民税所得割額の 合計額（保護者等合算）
	うち16歳未満	うち16歳以上 19歳未満	
1人	0	1	265,500円未満
	1	0	
2人	0	2	286,500円未満
	1	1	
	2	0	
3人	0	3	265,500円未満
	1	2	277,500円未満
	2	1	298,500円未満
	3	0	319,500円未満
4人	0	4	268,500円未満
	1	3	289,500円未満
	2	2	310,500円未満
	3	1	331,500円未満
	4	0	352,500円未満
5人	0	5	280,500円未満
	1	4	301,500円未満
	2	3	322,500円未満
	3	2	343,500円未満
	4	1	364,500円未満
	5	0	385,500円未満

※ 扶養親族とは、地方税法第23条第1項第9号及び第292条第1項第9号に規定する扶養親族をいう。

※ 扶養親族の数は、前年の12月31日現在において、保護者等が有する（扶養親族が前年の途中において死亡した場合を含む。）年齢19歳未満の扶養親族の数とする。

※ 扶養親族の年齢は、前年の12月31日現在の年齢とし、同年1月1日から12月31日までに死亡した扶養親族は、その死亡の日の年齢とする。

※ 19歳未満の扶養親族の数が6人以上となるときの基準額は別に定める。